

第100期貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,248,829	流動負債	4,713,070
現金及び預金	4,615,875	支払手形	34,804
受取手形	208,742	買掛金	2,885,029
電子記録債権	1,689,826	短期借入金	275,000
売掛金	4,014,958	未払金	621,477
商品及び製品	711,398	未払費用	310,700
仕掛品	1,049,222	未払法人税等	12,596
原材料及び貯蔵品	1,180,072	前受金	6,779
前払費用	23,615	預り金	16,948
その他	755,780	賞与引当金	464,833
貸倒引当金	△ 662	その他	84,899
固定資産	4,743,407	固定負債	973,857
有形固定資産	2,251,289	退職給付引当金	934,953
建物	773,256	資産除去債務	38,903
構築物	74,425		
機械及び装置	643,275		
車両運搬具	3,420		
工具器具備品	98,636		
土地	657,233		
建設仮勘定	1,039		
無形固定資産	73,001		
ソフトウェア	69,211		
その他	3,790		
投資その他の資産	2,419,116		
投資有価証券	126,062		
関係会社株式	1,813,601		
関係会社出資金	264,377		
繰延税金資産	193,435		
その他	23,640		
貸倒引当金	△ 2,000		
資産合計	18,992,236	負債合計	5,686,927
		純資産の部	
		株主資本	12,429,259
		資本金	318,500
		資本剰余金	34
		資本準備金	34
		利益剰余金	12,110,725
		利益準備金	79,625
		その他利益剰余金	12,031,100
		別途積立金	9,850,000
		繰越利益剰余金	2,181,100
		評価・換算差額等	876,049
		その他有価証券評価差額金	875,169
		繰延ヘッジ損益	880
		純資産合計	13,305,309
		負債・純資産合計	18,992,236

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法に基づく原価法
 - 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理)
 - 市場価格のない株式等……移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - デリバティブ……………時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産……………定率法
 - なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - 無形固定資産……………自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法(5年)によっております。また、その他の無形固定資産については定額法によっております。
 - なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えて、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - 過去勤務債務については、その発生年度に全額を費用処理しております。
 - 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
6. 収益及び費用の計上基準
 - 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
 - これにより、当社の現地据付調整作業等を伴う一部の商品又は製品について、現地据付調整作業完了後、性能確認が完了した時点で収益を認識することとしております。
 - なお「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時での収益認識を継続しております。
7. ヘッジ会計の処理
 - 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
8. 消費税等の処理方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税は、発生期間の費用として処理しております。

9. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社の現地据付調整作業等を伴う一部の商品又は製品について、従来、商品又は製品の出荷時に収益を認識しておりましたが、現地据付調整作業完了後、性能確認が完了した時点で収益を認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時での収益認識を継続しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当期の売上高が468,600千円増加し、売上原価は374,503千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び、税引前当期純利益がそれぞれ94,096千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は75,427千円減少しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

土 地	358,092千円
建 物	345,623千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	150,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	7,054,853千円
3. 有形固定資産の減損損失累計額	102,397千円
4. 関係会社に対する短期金銭債権	2,212,643千円
関係会社に対する短期金銭債務	623,060千円

III. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,088円75銭
1株当たり当期純利益	70円25銭

IV. 当期純損益金額

当期純利益	447,475千円
-------	-----------